

組見本 〔B5判縮小〕

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
 ●法令改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
 ●さしかえない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
 ●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第1章 譲渡所得 第4 有価証券の譲渡

◆有価証券の譲渡（株式等の取得価額の計算方法）

Q 私は、同一銘柄の株式を数回にわたって購入しましたが一部を譲渡しました。この場合、その株式の取得価額はどのように算出されるのでしょうか。

A 株式等の譲渡による所得が事業所得になる場合は総平均法、譲渡所得、雑所得になる場合は総平均法に準ずる方一単位当たりの金額によって計算した金額となります。

解説 有価証券の取得価額の計算方法

取得価額の計算方法
 有価証券の譲渡による所得が事業所得になる場合は総平均法、譲渡所得、雑所得になる場合は総平均法に準ずる方一単位当たりの金額によって計算した金額となります。
 (注) 一の法人の二以上の種類の株式を有する場合には、各からみて、各種類の株式がそれぞれ異なる価額で取引がなされたときは、各種類の株式がそれぞれ異なる銘柄の株式としての取得価額を算出します。

1) 総平均法（事業所得に該当する場合）
 有価証券をその種類及び銘柄の異なるごとに区別して取得したものと同一のものについて次の算式により計算します。

$$\frac{\text{譲渡の年の1月1日において所有していた有価証券の取得価額の総額}}{\text{分子に係る有価証券の総数}} + \frac{\text{譲渡の年の1月1日において所有していた有価証券の総額}}{\text{譲渡した株式の総数}} = \text{1単位当たりの取得価額}$$

(注) 源泉分離課税の適用を受けた有価証券も含む

(具体例)	株数	単価	取得価額
平成17年11月29日取得	1,000株	1,500円	1,500,000円
平成18年1月23日取得	3,000株	1,100円	3,300,000円
平成18年4月16日譲渡	2,000株	1,700円	3,400,000円

第3章 相続税 第7 相続時精算課税

◆相続時精算課税の適用を受けた財産の物納

Q 私(40歳)は、父(75歳)から、父が代表取締役である非上場A社の株式の贈与を受け、相続時精算課税の適用を受ける予定です。将来、父に相続が開始された場合、相続時精算課税の適用を受けずにより取得したA社株式について、相続財産となることから、物納することも可能でしょうか。

A 相続時精算課税の適用を受けた財産については、物納することはありません。

解説 相続税の物納

1 相続税の物納
 相続税の物納は、納付すべき相続税を延納によっても金銭で納付することが困難である場合に認められています(相法41条)。この場合、物納に充てることができる財産は、課税価格計算の対象となった財産であり、相続又は遺贈により財産を取得した者がその被相続人から贈与により取得した財産で、その価額が相法41条の規定によりその相続に係る相続税の課税価格に加算されたものとみなす(相基通41-5)。しかし、相続時精算課税の適用を受ける財産は、物納に充てることができる財産から除外されています(相法41条2項)。

2 ご質問の場合
 したがって、ご質問の場合、相続時精算課税の適用を受けた財産(株式)については、物納することができません。

(参考法令等) 相続税法41条
 相続税法基本通達41-5

資産税の取扱いをめぐる重要な事項をわかりやすく解説!

資産税質疑応答集

編集 資産税研究会

●多様なケースに対応する決定版

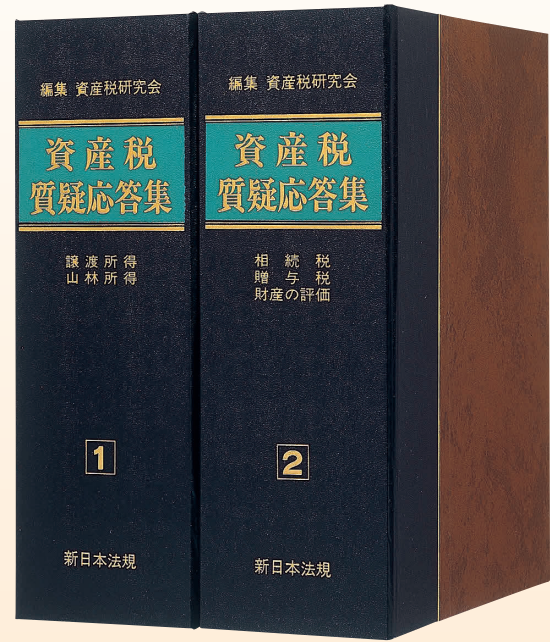
譲渡所得や相続税、贈与税などいわゆる資産税の取扱いをめぐる重要な事項、判断の難しい問題を網羅し、これを事例に即して一問一答形式でわかりやすく解説したもので、通常の実務において起こるさまざまな疑問を解消し、具体的問題の解決に役立つ決定版です。

●わかりやすい問答、便利な事項索引

各項目では具体的な設問に対して簡潔・明解に回答を示すとともに、その根拠となる法令・通達の規定を引用し、計算例も掲げながら詳しく解説していますので、必要な知識が容易に得られ理解の幅も広がります。また、巻末に掲載した事項索引により、知りたい事項が簡単に探し出せます。

●税務関係者必携の実務指針書

税務行政の担当官の執筆による確かな実務指針書で、税務職員・公認会計士・税理士などの専門家から企業の税務担当者までご利用いただける内容です。



加除式・B5判・全2巻・ケース付
 総頁3,568頁
 定価22,000円(本体20,000円) 送料960円
 ■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 (通話料無料)
 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

追録購読者特典 無料で電子書籍版を利用できます。

掲載内容

第1章 譲渡所得

第1 譲渡所得の範囲

- 譲渡所得の意義
- 譲渡の意義
- 資産の譲渡で所得税が課税されない場合
- 強制換価手続により資産を譲渡した場合
- 資産の譲渡による所得であっても譲渡所得とならない場合
- いわゆる居抜きで借店舗を譲渡した場合の所得区分
- 共有地の分割
- 合筆をした場合の課税関係
- 譲渡担保に係る資産の移転
- 財産分与による資産の移転
- 代償分割による資産の移転
- 遺留分侵害額請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転

など

第2 譲渡所得の計算

- 譲渡所得の総合課税と分離課税
- 長期譲渡所得と短期譲渡所得
- 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を受けて取得した資産の「取得の日」
- 総合課税による譲渡所得の計算方法
- 分離課税の対象となる資産の所有期間の判定
- 分離課税による譲渡所得の計算方法
- 優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡（特例の適用）
- 優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡（特例の適用を受けるための更正の請求）
- 優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡（代替地提供者に対する特例の適用）
- 優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡（土地開発公社に対する取用等の対償地の譲渡）

など

第3 借地権の設定

- 借地権等の設定の対価を受け取った場合
- 借地権の設定に伴い権利金に代えて有利な条件で金銭の貸付けを受けた場合
- 借地権の存続期間の更新の対価等
- 譲渡所得となる借地権などの設定の場合の取得費

第4 有価証券の譲渡

- 有価証券の譲渡（課税制度の概要）
- 有価証券の譲渡（平成15年分以後の株式譲渡益課税）
- 有価証券の譲渡（申告分離課税制度）
- 有価証券の譲渡（株式等に係る譲渡所得等の金額の計算）
- 有価証券の譲渡（株式等の取得価額の計算方法）
- 有価証券の譲渡（株式等の取得に要した借入金の子子）
- 有価証券の譲渡（株式等の譲渡に係る所得金額の計算上損失が生じた場合）
- 有価証券の譲渡（上場株式等の譲渡損失の損益通算）

など

第5 譲渡損失など

- 譲渡所得の損益通算
- 譲渡所得の損益通算及び繰越控除
- ゴルフの会員権と別荘の譲渡損失
- ゴルフ会員権に係る預託金の返還請求により生じた損失
- 生活に通常必要でない資産の災害、盗難、横領による損失

第6 取用等の場合の課税の特例

- 取用等の場合の課税の特例の概要
- 取用等の場合の代替資産（同種の資産の取得）
- 取用等の場合の代替資産（同一の効用を有す

- る資産の取得）
- 取用等の場合の代替資産（事業用資産の取得）
- 5000万円の特別控除の特例の適用条件
- 同一事業用地の買取りが2年にわたる場合
- 買取り等の申出のあった日の判定
- 生計を一にする親族の事業の用に供している資産の取用等の特例の適用
- いわゆる一組法による代替資産の取得
- 相続人が代替資産を取得した場合
- 代替資産の取得が翌年以降になる場合

など

第7 特定事業の用地買収などの場合の課税の特例

- 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2000万円の特別控除の特例
- 2000万円の特別控除の特例と特定の事業用資産の買換えの特例の適用
- 土地区画整理組合が行う土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合
- 特定事業の用地買収等の場合の特別控除と家屋の移転補償金
- 土地区画整理事業の施行地区内における共同住宅用地の買取り
- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1500万円の特別控除の特例

など

第8 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例

- 居住用財産を譲渡した場合の特例の相違点
- 居住用財産を譲渡した場合の3000万円の特別控除の特例の概要
- 単身赴任のサラリーマンが自宅を譲渡した場合
- 生計を一にする親族が居住している家屋を譲渡した場合
- 転居後、相当期間貸し付けている住宅を譲渡した場合
- 居住用財産の譲渡後もその住居に引き続き居住を継続する場合
- 居住用家屋を取り壊して更地として譲渡した場合

など

第8の2 特定の居住用財産を買い換えた場合の課税の特例

- 特定の居住用財産を買い換えた場合の長期譲渡所得の課税の特例の概要
- 家屋とその敷地の所有期間が異なる場合
- 居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合
- 譲渡に係る対価の額が1億円を超えるかどうかの判定
- 買い換えた住宅に扶養親族のみが居住する場合
- 買換資産の床面積の判定
- 買換資産の改良等

など

第9 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除

- 特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除
- 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除

第10 特別控除の限度額

- 譲渡所得の特別控除額の累積限度額

第11 特定の事業用資産の買換えの場合などの課税の特例

- 譲渡資産と買換資産との組合せ
- 買換資産の取得期限
- 特定事業用資産の買換えの特例の適用の取りやめ
- 事業に準ずるものの範囲
- 買い換えた土地の面積制限
- 土地区画整理事業施行地区内の土地等を譲渡した場合の事業用の判定
- 既成市街地等内から既成市街地等外への買換え
- 買換資産が共有である場合の300平方メートル以上かどうかの判定

など

第12 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

- 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換え
- 既成市街地等内にある自己の所有地にマンションを建築して分譲した場合
- 容積率の異なる地域にまたがる一団の土地の上に2棟の中高層耐火共同住宅が建築される場合
- 特定民間再開発事業のために土地等を譲渡した場合
- 特定民間再開発事業の施行地外に転出する場合の居住用財産に係る軽減税率の特例の適用

第13 固定資産の交換の場合の課税の特例

- 固定資産の交換とその適用要件
- 用途の異なる資産の交換
- 青空駐車場の用地と宅地の交換
- 相互に借地権を設定し合った場合の交換の特例の適用
- 土地については交換契約を建物については売買契約を締結した場合
- 土地は交換により譲渡し、建物は売買によって譲渡した場合
- 共有者の一方は交換とし、他方は売買とした場合
- 交換の相手方が交換のために取得したものであるか否かの判定
- 交換差金に対する課税
- 複数の固定資産を交換した場合の交換の特例など

第13の2 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例

- 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の概要
- 国外転出をする場合の譲渡所得等の納税猶予
- 国外転出をする場合の譲渡所得等の納税猶予税額の計算
- 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例

第14 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

- 農住組合法の規定による交換分合の場合
- 第15 その他の課税の特例
 - 保証債務を履行するための資産の譲渡
 - 連帯保証人に対する求償権
 - 事業遂行上における保証債務の履行
 - 組合員でない他人のために農協から借り入れた債務（員外貸付）の弁済
 - 債務を保証する際に債務者が資力を喪失している場合
 - 相続人が履行した保証債務
 - 他からの借入金で保証債務を履行した後に資産の譲渡をした場合
 - 子供の債務を弁済した場合
 - 保証債務の履行による所得金額の計算方法
 - 二以上の資産を譲渡した場合の回収不能額の各資産への配分
 - 申告後に譲渡代金が回収不能となった場合

第16 その他

- 国外財産調書制度（国外財産調書の提出）
- 国外財産調書制度（国外財産に係る過少申告加算税等の特例）
- 国外証券移管等調書制度
- 国外電子決済手段移転等調書制度
- 電子申告制度
- マイナンバー制度
- 財産債務調書制度

第2章 山林所得

第1 山林所得の範囲

- 山林所得の意義

- 松林の枝を払って譲渡した場合
- 山林所得の申告年分
- 山林の取得の日と所有期間の判定
- 土地付で山林を譲渡した場合
- 土地付で山林を交換した場合
- 自己が育成した山林を伐採し製材して販売する場合の所得区分

- 立木を家事消費した場合の課税関係
- 分収造林契約の山林を伐採又は譲渡した場合の収益

第2 山林所得の計算

- 山林所得の計算
- 山林所得の必要経費
- 林地賦課金、立木賦課金の取扱い
- 間伐した山林に係る必要経費
- 災害復旧費と概算経費控除率との関係
- 事業専従者控除

第3 山林所得の課税の特例

- 森林計画特別控除の特例(1)
- 森林計画特別控除の特例(2)
- 山林について取用があった場合
- 保証債務の履行による山林の譲渡
- 山林の災害損失
- 消費税の課税に伴う山林所得の取扱い
- 山林所得者の記帳義務

第3章 相続税

- 事業承継税制の創設
- 事業承継税制の特別措置
- 第1 総則
 - 相続税の納税義務者
 - 非居住無制限納税義務者
 - 納税義務者の判定

- 財産の所在
- 退職金のほか功労金、弔慰金が支給された場合
- 個人とみなされる納税義務者
- 特定の一般社団法人等に対する課税
- 相続税の課税原因
- 相続税の課税財産
- 相続開始時点で売買契約中であった不動産に係る相続税の課税
- 財産取得の時期

第2 相続又は遺贈により取得したものとなす場合

- みなす相続（遺贈）財産の概要
- 生命保険契約及び損害保険契約の範囲
- 被相続人の死亡により受け取った保険金
- 生命保険金（保険金受取人を相続人と指定している場合）
- 生命保険金（保険契約者が受取人の再指定をしないまま死亡した場合）
- 交通事故で死亡したことにより支払を受けた損害賠償金
- 保険金受取人の実質判定
- 生命保険金が年金として支払われる場合
- 契約者貸付金及び剰余金がある場合の保険金の取扱い
- 雇用主が保険料を負担していた生命保険契約に基づく保険金を受け取った場合
- 退職金の支給を受けた人の判定
- 被相続人の死亡後3年以内に支給額が確定した退職手当金
- 年金で支払を受ける退職手当金
- 退職手当金等に該当しないもの
- 業務上死亡の場合
- 被相続人が保険料を負担していた生命保険契約で保険事故が発生していない場合
- 養育年金付こども保険の保険契約者が死亡した場合の相続税の課税関係
- 相続人が不存在のため特別縁故者が相続財産の分与を受けた場合
- 遺産分割協議による分割と分割のやり直し
- 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていた場合においてその農地等の贈与者が死亡したときの相続税

第3 相続税の計算

- 相続税の計算の仕組み
- 遺産の分割が行われていない場合の相続税の課税価格

- 相続税の非課税財産
- 相続税の非課税財産（庭内神し）
- 保険金の非課税金額
- 養子がある場合の保険金の非課税金額の計算
- 退職金の非課税金額
- 小規模企業共済掛金を相続人が承継通算した場合の相続税の課税
- 遺留分侵害額請求があった場合の相続税の計算
- 相続又は遺贈により取得した財産を国等に贈与した場合の相続税の特例
- 相続財産を譲渡した代金を国等に寄附した場合
- 特定公益信託の信託財産とするために金銭を支出した場合の相続税の特例
- 相続財産を特定非営利活動法人に贈与した場合の相続税の特例

- 小規模宅地等の課税価格の特例（平成22年税制改正）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（平成25年税制改正）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（平成30年税制改正）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（令和元年税制改正）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（特例の概要）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（未分割の場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（小規模宅地等の範囲）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（贈与税の配偶者控除との関連）

- 小規模宅地等の課税価格の特例（二以上の者が取得した場合の特定事業用宅地等の範囲）
- 相続開始直前において賃貸借が開始されていない建物の敷地に係る小規模宅地等の特例
- 小規模宅地等の課税価格の特例（被相続人が旅館を経営していた場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（不動産貸付業等の規模と特定事業用宅地等）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（相続開始前3年以内の新たな貸付事業用宅地等）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（市街地再開発事業により中断した貸付事業を相続開始前3年以内に再開した場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（利用状況の異なる宅地等における特定事業用宅地等の範囲）

- 小規模宅地等の課税価格の特例（共同住宅の一部が空室となっていた場合の計算）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（申告期限までに転業があった場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（宅地等を取得した親族が申告期限までに死亡した場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（災害により事業が休業中の場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（被相続人の事業の承継の意義）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（申告期限までに事業用宅地等の一部の譲渡があった場合）

- 小規模宅地等の課税価格の特例（相続開始後申告期限までに貸家を建て替えた場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（区分所有建物の登記がされていない1棟の建物の敷地）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（区分所有建物の登記がされている1棟の建物の敷地）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（区分所有建物の登記がされていない1棟の建物の敷地を一定の親族が取得した場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（親族の配偶者等の所有する家屋の意義）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（二以上の者が取得した場合の特定居住用宅地等の範囲）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（居住の用に

供されていた宅地等が二以上ある場合）

- 小規模宅地等の課税価格の特例（配偶者居住権）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（配偶者居住権者の相続）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（庭先部分を相続した場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（被相続人の居住用宅地等を相続した同居の長男が申告期限内に単身赴任した場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（代償分割を行った場合の代償財産の価額）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（老人ホームへの入所により空家となっていた建物の敷地）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（老人ホームに入所していた被相続人が要介護認定の申請中に死亡した場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（特定同族会社事業用宅地等と貸付事業用宅地等が混在する場合の計算）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（老人ホームに入居中に自宅を相続した場合）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（遺留分侵害額請求に伴い取得した宅地）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（遺留分侵害額に相当する価額）
- 小規模宅地等の課税価格の特例（相続開始の年に被相続人から宅地の贈与を受けていた場合）

など

第4 申告及び納税

第5 農地等の納税猶予

第5の2 山林についての納税猶予

第5の3 非上場株式等の納税猶予

第5の4 医療法人の持分についての納税猶予

第5の5 特定の美術品についての納税猶予

第5の6 個人の事業用資産についての納税猶予

第6 延納及び物納

第7 相続時精算課税

第4章 贈与税

第5章 財産の評価

第5章の1 地価税

第6章 登録免許税

第7章 相続税の計算

- 事項索引
- 事項索引

※第1章～第3章第3の細目次を掲載し、第3章第4～第6章は省略してあります。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。